**（医療者用）**

**１．退院後訪問指導とは**

医療ニーズが高い入院患者が在宅療養に移行する際、 安心して在宅での療養を継続できるよう、退院直後の一定期間、入院医療機関の看護師等が患家を訪問し、療養上の指導等を行った場合に算定できる。対象となる患者は別に規定されており、訪問指導を行うのは入院医療機関の医師又は医師の指示を受けた看護師等である。患者宅だけではなく、介護保険施設又は指定障害者支援施設等に訪問した場合も算定できるが、他の医療機関や介護老人保健施設の場合は算定できない。また、加算としては、訪問看護同行加算が設定されている。

**2．実施**

平成30年4月から試行的に実施

※当面は看護師の体制等を考慮し、特に必要な患者に限定して行う。

**３．対象者**

（１）以下の①～⑤のいずれかに該当する患者。（八尾市内に在住・在施設の患者に限る）

①在宅悪性腫瘍等患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者。

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者。

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者。

④真皮を越える褥瘡の状態にある者。

⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

（２）「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクⅢ以上の患者。

注）（１）（２）は患家、介護保険施設または、指定障害者支援施設等で療養している患者であって、介護老人保健施設に入所中又は医療機関に入院中の患者は対象外である。

※診療報酬算定が可能な医療職が訪問することを必須とする。（診療報酬の算定できない事案は原則訪問しない。）

**４.　診療報酬**

580点（退院日から1カ月以内［退院日を除く］、5回限り）

※看護師等の診療報酬算定が可能な医療職が訪問することを必須とする。（診療報酬の算定できない事案は原則訪問しない。）

※訪問看護同行加算：退院後の在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他医療機関の看護師等と同行して在宅または施設を訪問し、指導等を行った場合に算定できる。20点（退院後1回）

**５．退院後訪問指導料の手順**

（１）「退院前カンファレンスで退院後特に訪問指導が必要」「看護師の勤務体制上対応が可能」という２つの条件を満たす患者で、病棟および地域医療連携室看護師長と相談し、看護部長等の了承を得ることができたものを対象とする。

※病状に関連した認定看護師との情報交換を密にし、必要に応じて認定看護師と訪問を行う

※看護部長等の了承を得た後、主治医に了承を得ること

（２）患者又はその家族等の同意を得る

（３）訪問日時を退院までに調整する

（４）主治医が指示を出す

（５）「在宅訪問実施伺」により訪問の決裁を得る

（６）訪問（患者に療養上必要な指導を行う）

　　※移動手段は公用車又は公用自転車とする

　　※訪問は最低限の人員（原則１人）で対応することとする（１人での訪問が望ましくない患者は対象としないものとし、事務局は訪問には同行しない）

（７）指導又は指示内容の要点を訪問した者が診療録等に記載する

（８）診療報酬を算定するため訪問した看護師等が電子カルテに入力する

（９）月末締めで翌月に医事課から請求書を郵送する

６．その他

病棟の看護師等が退院後訪問指導をした時間は、入院基本料の看護時間数として算入できない

**退院後訪問指導についての説明書（患者様用）**

**八尾市立病院**

**１．退院後訪問指導とは**

八尾市立病院から退院後１か月以内の患者様（八尾市内の在住・在施設に限る）が、安心して在宅または施設での療養を継続できるよう、医師の指示により八尾市立病院の看護師等が在宅または施設を訪問（５回まで）し、療養上の指導等を行うことです。

なお、患者様の在宅または施設での療養環境の向上を目的に八尾市立病院以外の訪問看護ステーションまたは他医療機関の訪問看護師等と一緒に訪問する場合があります。

**２．費用**

退院後訪問指導料が必要になります。

※加入されている医療保険等によりご負担いただく費用が異なります。

参考：①当院看護師等のみで指導を行った場合の１回当りの費用

1割：580円　　2割：1,160円　　3割：1,740円

②八尾市立病院以外の訪問看護師と同行で指導を行った場合の１回当りの費用

1割：600円　　2割：1,200円　　3割：1,800円

＊②の場合、上記費用のほか、八尾市立病院以外の訪問看護師に対する費用は別途必要

になります。

**３．支払い方法**

八尾市立病院の退院後訪問指導料についてのお支払いは、訪問日の翌月に請求書をお送りしますので、支払いは、次の２つの方法からお選びください。

（１）銀行振り込み

　　　　　請求書到着後、１週間以内に口座にお振込みください。なお、振込手数料をご負担願います。

　（２）当院の窓口でのお支払い

　　　　　院内の会計窓口にてお支払いください。

**４．秘密の保持について**

　　　当院における個人情報の利用目的の定めの他、担当者会議などで必要がある場合に限り、必

要な範囲内で患者様またはご家族様の個人情報を用いますが、それ以外に正当な理由がなく

患者様およびご家族様の秘密を漏らしません。

※ご不明な点、お問い合わせは八尾市立病院 地域医療連携室までご連絡ください。

八尾市立病院　地域医療連携室

　　　　　　　　　電話　（072）922-0887（直通）

FAX　 （072）922-8167

**（あて先）八尾市立病院長**

**退院後訪問指導についての同意書**

退院後訪問指導とは、退院後患者様が、安心して在宅または在施設での療養を継続できるよう、医師の指示により八尾市立病院の看護師等が在宅または施設を訪問し療養上の指導等を行うことです。「退院後訪問指導についての説明書」の記載事項を理解し、退院後訪問指導等を受けることに同意します。

平成　　　年　　　月　　　日（説明日）

説明者氏名

私は、退院後訪問指導について説明を受け、同意しました。

平成　　　年　　　月　　　日

患者ご本人氏名（署名）：

ご家族等氏名（署名）：　　　　　　　　　　　　　　　続柄

※この同意は、患者ご本人またはご家族等の意思でいつでも撤回できます。